

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 29日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地
株式会社 デンソー

氏 名 取締役社長 有馬 浩 二

電話番号 0566(25)5511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 デンソー幸田製作所
事業場の所在地	愛知県額田郡幸田町大字芦谷字丸山5
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	29 電気機械器具製造業
② 事業の規模	21年度「製造品出荷額」：430、154百万円
③ 従業員数	3,895人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図)						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 幸田製作所：事業場総括環境管理者（担当役員） 所長(事業場副総括環境管理者)【産業廃棄物処理責任者(総括責任者)】 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 幸田安全衛生環境：課長(環境企画管理者) 課長 【特別管理産業廃棄物管理責任者】 </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> デンソーファシリティーズ： 担当者【産業廃棄物処理施設技術管理者】 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 製造部等： 部長(環境管理者)、室長・工場長(副環境管理者) 課長(環境責任者)、係長(副環境責任者)、班長(環境推進者) </div>						
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
① 現状	【前年度(令和3年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害産業廃棄物
	排出量	411.5 t	324.3 t	0.7 t	0.43 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ゼロエミッション活動を継続し、レベルを維持するとともに、発生量の低減や再生利用の促進に向けて取組む。					
② 計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害産業廃棄物
	排出量	411.5 t	324.3 t	0.7 t	0.43 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃棄物管理、発生抑制に役立てるため、計量システムを活用する。 ・製品づくりの各段階で、廃棄物を出さない仕組みについて検討を進め、排出抑制に努める。 例) 製品設計：材質変更、製品形状の工夫 工程設計：加工方法の変更、加工条件の最適化 生産段階：不良品の低減、ムダの排除 など					
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項						
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別は、リサイクル業者等と検討・調整の上、適正に決定すると共に、分類表等により事業所内へ周知展開している。					
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別促進により排出抑制可能なものは、分類毎に分別回収しており、今後も維持・継続する。					

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

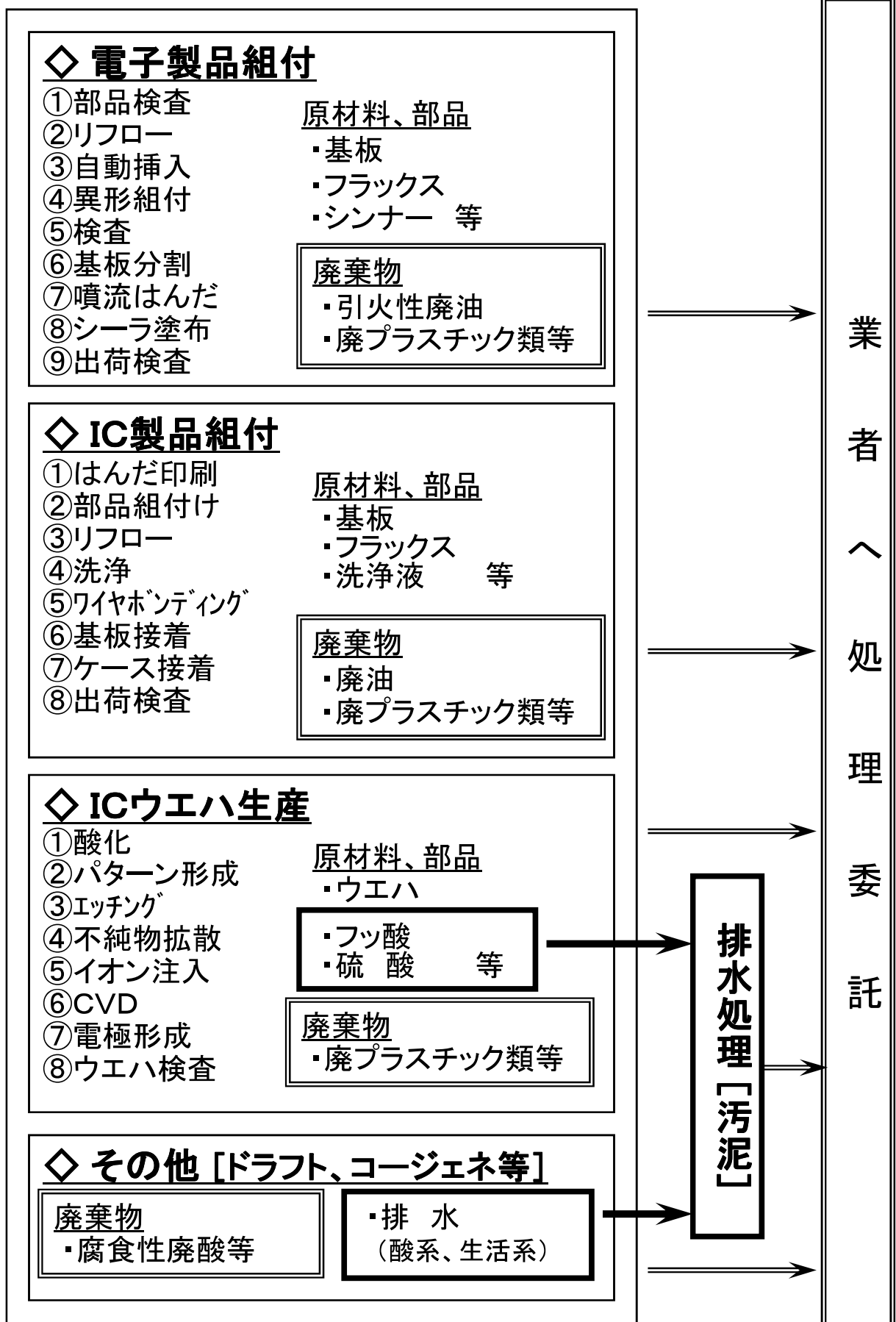
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	<ul style="list-style-type: none">・新規に委託を行う際は、契約前に現地確認を行い、委託内容に見合った適正な料金で、収集運搬業者、処分業者、それぞれと委託契約を行う。・処理業者の許可証や処理能力の確認を確実にを行う。・委託先には、性状等を予め通知する。・委託先の現地確認を年1回以上行い、適正に処理されていることを確認、記録するとともに、当該記録を5年間保存する。・マニフェストの管理を適正に行う。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり	別紙のとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	736.9 t	
	(今後実施する予定の取組) 全て電子情報処理（マニフェスト対応）業者と契約している。 今後も継続実施する。		
※事務処理欄			

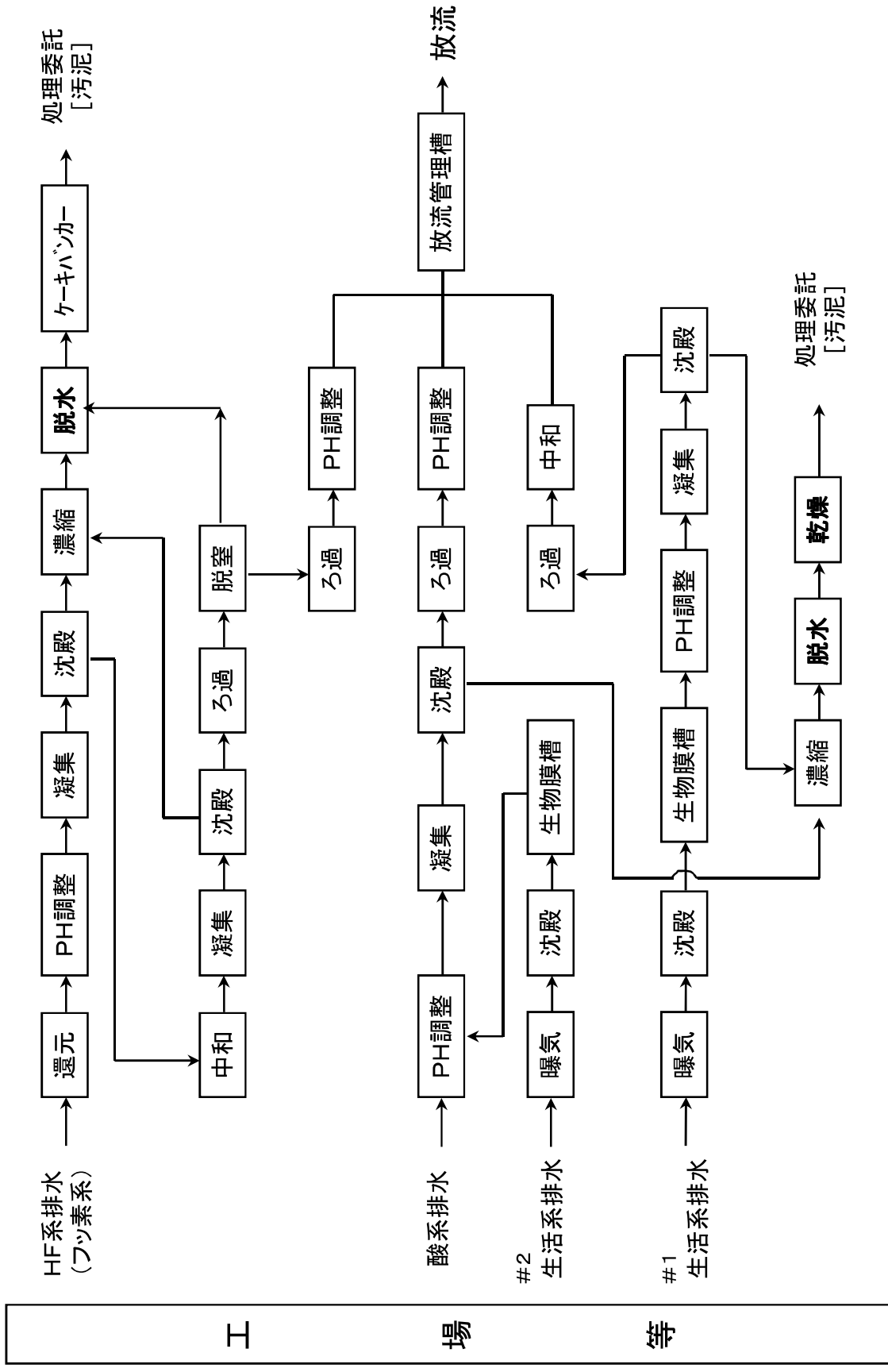
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)発生工程フローシート



排水処理工程フロー図(概要)



【前年度(令和3年度)実績】

単位:t

産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害産業廃棄物
排出量	411.5	324.3	0.7	0.43	0

【令和4年度の目標】

単位:t

産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	感染性廃棄物	感染性廃棄物
排出量	411.5	324.3	0.7	0.43	0

【前年度(令和3年度)実績】

単位 : t

産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害産業廃棄物
全処理委託量	411.5	324.3	0.7	0.43	0
優良認定処理業者への処理委託量	27.5	324.3	0.7	0.43	0
再生利用業者への処理委託量	411.5	324.3	0.7	0.43	0
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0

【令和4年度の目標】

単位:t

産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸	腐食性廃アルカリ	感染性廃棄物	特定有害産業廃棄物
全処理委託量	411.5	324.3	0.7	0.43	0
優良認定処理業者への処理委託量	27.5	324.3	0.7	0.43	0
再生利用業者への処理委託量	411.5	324.3	0.7	0.43	0
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0